



SYDNEY JAPANESE
INTERNATIONAL
SCHOOL

シドニー日本人国際学校

抗議の申し立てとその対応に
関しての方針

Complaints and Grievances Policy

Complaints & Grievances Policy

抗議の申し立てとその対応に関する方針 (ESCOM が採用する文書)

理論的根拠 (Rationale)

学校は、児童生徒に対して、常に職務上の世話および教育活動を継続し、また必要があれば改善する努力をする。この目的の総合管理を考慮し、学校は関係者共同体のメンバー一人ひとりの価値と権利を認め、意見・苦情・不平の表申し立てを認めることとする。

学校は、次の二点を重要視する：

- 児童生徒および職員にとって、安全でかつ思いやりが感じられる環境を築く。
- 学校共同体に対し、職務および教育活動を常に改善する。

目的 (Aim)

この文書は、学校共同体内の各部署が学校経営陣に対して、苦情および不平の申し立てをするときの手順が説明されている。全職員が学校内での集団生活上の規則（Code of Conduct）に従うとともに、発言や申し立てをする場合もはこれを配慮して行う。

不平・苦情の申し立てについて(Expressing a complaint or grievance)

安全な学校運営や児童生徒・職員・保護者の一般的幸福を保障する慣習に関することであれば、不平・苦情の申し立てをすることができる。申し立ての目的は、申し立てをする者の目に、問題として映ることを学校側に喚起させるためである。

不平・苦情は、児童生徒・職員・保護者あるいは学校共同体のメンバーから出されることが考えられる。以下は、その時の手順である。

1. 児童生徒が申し立てをしたい場合：
 - 1) まず、担任の教師へ申し出る。
 - 2) 教頭への申し立てをしなければならない時：
 - i 担任教師へ申し立てた結果に不満がある時、または
 - ii 担任教師へ直接申し出ることができない場合

2. 保護者が申し立てをしたい場合：
 - 1) 児童生徒に関しての心配事は、直接担任へ連絡する。
 - 2) 学校経営に関しては、次のいずれかの方法で、教頭へ連絡する。
 - i. Eメール・書面
 - ii. 面接（予め予約を取る）
 - 3) 申し立てへの対応に不満足な場合は、書面にて、直接校長または理事会へ申し立てる。

不平・苦情処理のための関係書類および組織 (Supporting Structure for Complaints and Grievances) :

不平・苦情の申し立てをする場合は以下の文書を参照すること：

- しつけ・規律に関する方針文書
- いじめに対する方針文書
- 監督責務に関する方針文書
- 子どもの保護監督に関する方針文書
- 学業評価および報告に関する方針文書
- 職場衛生安全（WHS）に関する方針文書

不平・苦情の申し立ては尊重に値する方法で表現することとする。怒りやあざけりなどの感情のなすがままに申し立てをした場合、解決は期待できない。

以上の手順に従うことにより、課題に対する学校側の早期対応および解決につながるものである。